

○議長（茅沼隆文）

再開いたします。

午後 2 時 5 5 分

○議長（茅沼隆文）

引き続き、一般質問を行います。

それでは、3 番、湯川洋治議員、どうぞ。

○3 番（湯川洋治）

3 番議員、湯川洋治でございます。本日最後の質問となりますので、よろしくお願ひ申し上げます。

通告に従いまして、1 項目、質問させていただきます。町民が利用しやすい環境づくりについて。

大方の路線バスの廃止により、開成駅西口ロータリーでは、開成駅を利用し通学している高校生等の親御さんによるマイカーでの送迎が多く見受けられます。駅ロータリーには、タクシー、路線バス、企業の駐車スペースはあっても個人の送迎駐車スペースがなく、通勤・通学の時間帯は大変混雑している状況があります。これを解消するため、開成駅西口ロータリーの一部に送迎専用駐車場を設置できないか、伺います。

また、水辺公園は年間 10 万人を超える利用者があり、特にパークゴルフ場は中高年の方々にとって憩いの場として利用され、健康対策の一助となっております。これをさらに充実させるため、屋外型の健康器具を設置し、健康対策を増進させるべきと考えます。

また、足柄大橋南側の神奈川県が管理している三角形の河川敷を、水辺公園サッカー場利用者及びアユ釣り客に駐車場として使用できないか。対岸の松田町は河川敷に駐車可能ですけれども、開成町にはないため、一部には一般道路に駐車したままの釣り人もいるため、県と協議し整備していただきたいと思いますが、これらについて町の考え方を伺います。

1、開成駅西口に送迎用駐車スペースを、2、水辺公園に屋外用健康器具の設置を、3、足柄大橋南側に駐車スペースを。以上であります。よろしくお願ひします。

○議長（茅沼隆文）

町長。

○町長（府川裕一）

それでは、湯川議員のご質問にお答えします。

一つ目の「開成駅西口に送迎用駐車スペースを」について、お答えをします。

開成町都市計画マスタープランでは、開成町の玄関口として魅力ある商業・業務拠点を形成する、交通拠点として開成駅の機能充実を図ることとしております。開成駅東口駅前広場については、足柄紫水大橋の開通で車両の乗り入れが多くなり、現況のロータリーでは自動車・歩行者が混雑することが見込まれるため、再整備を

行い、交通形態を分かりやすくシンプルにして、駅利用者の安全性・利便性の確保・向上を図ることといたしました。平成28年2月に完成し、送迎用自動車の一時停車スペースも確保いたしました。

西口ロータリーは公共的交通車両の利用を優先に整備しており、路線バス及び企業送迎バスの発着場所と、タクシーの乗降場所があります。その他の送迎用自動車は、バスやタクシーの公共的交通車両の駐車場を除いた、ロータリーの中央から北側のエリアを一時停車場所として使用しております。

整備当初は、通勤・通学における自動車による開成駅のアクセスは、自動車を駅周辺の駐車場に入れてから、電車等の公共交通機関に乗り継ぐ『パークアンドライド』を中心とした利用形態を想定しておりましたが、現在は駅まで送迎してもらう『キスアンドライド』が多くなっていることから、今後、さらに一時停車場所の周知を図っていきたいと考えております。また、公共的交通車両を除いた送迎用自動車については、再整備した東口ロータリーの利用を促していきたいと考えております。

西口駅前広場・ロータリーについては、南部地区の定住人口の増加、駅前通り線周辺地区の整備及び新たな路線バスの乗り入れ状況など、市街地の形成・成熟化に伴う、送迎用自動車を含む交通需要の実態及び動向を踏まえ、将来的に、公共的交通車両の駐車スペース及び送迎用自動車の一時停車スペースを備えた、再整備の必要性の検討に着手をしていきたいと考えております。

二つ目の「水辺スポーツ公園に屋外用健康器具の設置を」について、お答えをいたします。

現在、開成水辺スポーツ公園内の屋外用健康器具につきましては、管理棟付近にストレッチの器具が1基設置をしてあります。「さらに基数を増やすなど充実していくのか」ということとなりますが、先に佐々木議員のご質問にもお答えしましたが、開成水辺スポーツ公園内は、河川法の適用区域であり、施設整備には制約を受けることとなります。平成33年には、神奈川県でねりんピックが開催される予定であり、開成町はパークゴルフを誘致する意向でおりますので、まずは、パークゴルフ場の9ホール増設を優先して取り組んでいきたいと考えております。

ただし、今後、ねりんピックの誘致や、東京オリンピック（2020年）の開催など、スポーツ振興の観点、健康志向の高まりの動向からも、水辺スポーツ公園の施設の充実を図る上で、健康器具につきましても、積極的に設置する方向で取り組んでいきたいと考えております。

三つ目の「足柄紫水大橋南側に駐車スペースを」について、お答えをいたします。

釣りや川遊び、堤防を散策したり河川敷で野球やサッカーなどのスポーツをすることは、「自由使用」といいます。河川管理者の許認可などの手続をせず、いつでも自由に河川の使用ができます。これに対して、工作物を設置したりするなど河川に支障のおそれがある行為を「許可使用」、土地の占用など、河川の財産的価値を取得するものを「特許使用」といいます。それぞれ河川法の許可を受ける必要が

あります。酒匂川については、河川管理者である神奈川県から許可を受けなければなりません。

すみません。最初のところで間違えたようで、申しわけありません。足柄紫水大橋ではなく、足柄大橋南側ですね。申しわけありません。間違えました。訂正いたします。

駐車場については、開成水辺スポーツ公園等、河川敷地を使用する許可を受けて利用している施設周辺の、騒音の抑制及び道路交通の安全の確保上、必要やむを得ないと認められる場合に限り、当該施設と一体をなす利用者のための『附属施設としての駐車場』の占用の許可を受けることができますが、鮎釣り客用など、駐車場のみでの占用は認められません。

対岸の松田町側及び足柄大橋南側の河川敷地は、「自由使用」の実態があり、誰もが自由に使用することができますが、いろいろな方がいろいろな使用目的を持って訪れるため、他者への配慮・譲り合いは自由使用に欠かすことができません。とりわけ、足柄大橋南側の河川敷地の使用については、サイクリングコースを横断することになるので、サイクリングコース利用者への配慮が課題となると考えられることから、安全確保等の観点から、利用実態に応じ、県への情報提供等を行ってまいりたいと思っております。

以上であります。よろしくお願いいたします。

○議長（茅沼隆文）

湯川議員。

○3番（湯川洋治）

それでは、再質問させていただきます。

朝夕の開成駅西口のロータリーの混雑ぶりは、町長も朝の挨拶運動をされているので、よくご承知だと思いますけれども、送迎用自動車の一時停車スペースが確保されているということですが、特に雨の日の混雑がひどくて停車できないという。路線バス、企業のバス、タクシートの駐車場があいているところに一般の人がとめようとしたところ、クラクションを鳴らされて、ロータリーを何周かして、ようやくとめたケースもあるという相談を受けました。

私、現在、駐車禁止となっているロータリーを見直しをして、北側の部分に斜めどめができるように車線を引き、現行の歩道と並行して停車するのではなく、より多くの方が駐車できるよう変更すべきと考えておりますけれども、いかがでしょうか。

○議長（茅沼隆文）

街づくり推進課長。

○街づくり推進課長（山口一夫）

それでは、お答えいたします。

まず、一般の自動車の駐車・停車ですが、原則、駅前での個人の自動車につきましては、人の乗り入れのための停車という位置付けでございます。ですので、まず

駐車禁止のマークを取って駐車するという事は、今の状況ではできないということで認識してございます。

あと、あわせまして、ラインを引いて駐車場所を確保ということでございますが、停車という位置付けですので、ロータリーにつきましては、歩道のわきにとめていただいて乗りおりを速やかにしていただいて出いただくというのが一応原則となっております。ただ、実態として、利用される方は少し時間の余裕を持って、駐車の状態になるということは認識しておりますけれども、そういったことで、皆さん、ルールを守っていただいて、若干、混雑のときは譲り合って利用していただくということが大事かなと思っています。

あとは、町長答弁でも言いましたけれども、東口のロータリーの利用のほうを誘導するという事も考えてございます。

以上です。

○議長（茅沼隆文）

湯川議員。

○3番（湯川洋治）

今、課長から現状のロータリーの説明ということで、私のほうは、現状を変更してこうしたいのだという質問ですので、その辺。要するに、今の現状は私もわかっています。とめられないので、とめようという、そういう何か方法はないですかというふうな形ですので、ご承知ください。

それから、今、東口のほうにロータリーを改修してやっているのですけれども、東口のロータリーをせっかく改修したのですけれども、利用としては、そんなに大きく変更はしていないのです。私は考えを一つ持っていて、いわゆる企業のバス、この企業のバスが、今、西口へ回ってきているのですけれども、これを、紫水大橋では駅のほうに左折できないというのは承知しているのですけれども、将来、左折して、企業のバスは東口ロータリーを使って乗降させたらどうかと。これは私の一つの案なのですけれども、こういう考え方を持っています。

その辺の考え方と、今、課長さんのほうから利用をしてくださいということなのですけれども、線路が相当、小田急線の頻繁なときに、踏切を渡って向こうに行く人はほとんどいないと思うのです。わざわざ紫水大橋を渡って東側のほうに車を向ける人というのは、ほとんどいないと思うのです。そういう関係から、やはり企業のバスを向こうに移して個人の利用者の方は西口を使うというふうな方法はいかがですか。

○議長（茅沼隆文）

街づくり推進課長。

○街づくり推進課長（山口一夫）

それでは、お答えいたします。

まず、今の紫水大橋の交通規制は、大型の車両は、まさしく議員がおっしゃったとおり規制をしてございますけれども、それはバスということではなくて、いわゆ

る東口にある工場への大型車の規制ということもございます。それが、まず1点でございます。

あと、今、議員ご提案の東口に企業のバスをとということでございますけれども、町長の答弁でも申し上げましたが、東口、西口の役割分担の中で、今回の東口の再整備の中で、歩行者の安全の向上と一般の車両の停車ということでロータリーの形状、あと道路の幅を決めてございますので、物理的にも大型のバスは入れない構造になってございます。

ということで、従前の西口と東口のロータリーの役割分担の中で、バスの駐車につきましては西口ということで今は考えているところでございます。

○議長（茅沼隆文）

湯川議員。

○3番（湯川洋治）

今、ちょっと確認なのですけれども、東口のロータリーは大型は入れないのですか。要するに、表示が何もないのです。大型車進入禁止とかという、全く表示がありませんから。ただ、紫水大橋から左折、大井町のほうから来ると右折ですね、開成町のほうからいうと左折なのですけれども、大型は入れませんよと。ただし、駅には入ってはいけませんという表示は一つもないのですけれども、それをちょっと確認してください。

○議長（茅沼隆文）

街づくり推進課長。

○街づくり推進課長（山口一夫）

これは、交通管理者との調整の中で、あえて表示は大型車禁止としていませんけれども、先ほどもお答えいたしましたけれども、物理的な構造として大型車は入れない。ただ、緊急時の緊急車両は、当然、そのときは、一般の車両がない前提ですけれども、緊急車両のための大型車のみ1台だけ通る場合は通行できますけれども、停車して、その横を通り抜けるというような形態ができないような幅員にしていると。先ほどの繰り返しになりますけれども、表示につきましては交通管理者との協議の中で決めているところでございます。

○議長（茅沼隆文）

湯川議員。

○3番（湯川洋治）

私も通れるものだと思っていましたので、すみません、ありがとうございました。

そして、次、先ほど町長の答弁の中に駅前通り線についても触れていただいたのですけれども、将来、駅前通り線ができた場合、何年かかるかわかりませんが、私は企業のバスはロータリーに入らないで、駅前通り線ができた場合には信号の前で乗降していただきたいと。それくらい一般の方が入りにくい構造になっていますので、その辺は、何年になるかわかりませんが、駅前を整備するというふうな形で話を伺っていますので、そのときには中の整備を含めて、なるべくロー

タリーには入らないような構造をお考えいただきたいと思います。これは答弁は結構です。

次に移ります。水辺公園の整備について、健康器具については積極的に設置するという方向で取り組むとの答弁をいただきましたけれども、南中央公園に設置されている健康器具、4点ほどあるのですけれども、背伸ばしベンチ、ウォールラダ、ツイスト、リズムポート、これは大変参考になると思うのです。ぜひ、こういう健康器具を参考にいただければありがたいかなと思います。

また、経費もかかることなので、いつできるとは言えないかもしれませんが、設置する場合、早目の対応を願っておりますので、その辺の考え方はいかがでしょうか。

○議長（茅沼隆文）

自治活動応援課長。

○自治活動応援課長（遠藤直紀）

議員の質問にお答えいたします。

南中央公園に屋外型の健康器具、こちらが4基あるということで、こちらのほうを参考にとということでございますので、この機器につきまして参考にしながら設置に。これも今後のこととなりますので、いつということはありませんけれども、設置に当たりましては、施設の充実の観点ということから健康増進を図るという意味で、機器の選定ですとか設置の場所、そういったものも健康づくりの所管課、保険健康課ですとか指定管理者のほうと話を聞きながら、調整しながら取り組んでいきたいというふうに思います。

以上です。

○議長（茅沼隆文）

湯川議員。

○3番（湯川洋治）

ありがとうございました。よろしくお願いします。

それでは、次の質問に入ります。足柄大橋の南側の神奈川県が管理している三角形の空き地についてですけれども、これ、有効利用するとすばらしい場所だと思っているのです。というのは、もったいないですよ、あのまま放置しておくのは。やはり開成町は面積が少ないですから、あれだけの面積を何とか有効利用できないかと常日ごろ考えております。

答弁では河川敷の自由使用との説明をいただきましたけれども、松田町側、これは河川敷、要するに河原におられるようになっていくのです。ところが、開成町のほうは、あそこの場所は、河原におられる場所は形状としてはあっても、おりてはいないわけです。ただ、場所というのは三角形になっていますので、堤防があって水辺公園のレベルと同じ敷地ということなのですけれども、使用については、やはり、もし使用した場合は自由使用ということですか。

○議長（茅沼隆文）

街づくり推進課長。

○街づくり推進課長（山口一夫）

お答えいたします。

あくまで、自己責任という言葉がよくありますけれども、自分の、先ほどの町長の答弁の繰り返しになりますけれども、散歩等で利用したりとかは自由使用で、駐車場として車が入るというのも、好ましいか好ましくないかは置いておいて、一応、自由使用の範疇ということになってございます。

○議長（茅沼隆文）

湯川議員。

○3番（湯川洋治）

わかりました。

附属施設としての駐車場でしたら大丈夫だけれども、鮎釣りのための駐車場は認められないというような答弁をいただきましたけれども、実際、駅東側地区、この近辺は、毎年、鮎釣りのシーズンになりますと、一般道路に車をとめて、そのまま釣りに行って数時間は帰ってこないというケースが非常にあります。今、たまたま、たまたまと言うか、道ができたのであれなのですけれども、道ができる前、私、あの近くに住んでいるのですけれども、うちの前の玄関先まで車をとめられたこともあります。やはり駐車場の必要性というのは、鮎釣りをする人、もしくは交流人口対策、まちおこし対策として当然必要ではないかと思っています。酒匂川漁業組合の理事からも、開成町のまちおこしのためには釣り客の誘致が必要だというふうなお話も伺っています。駐車場が整備されることによりまして、多くの人口が見込まれるというふうを考えています。

さらに、サッカー場利用者のためにも駐車場の確保が必要だと思っていますけれども、これは附属施設ということであればオーケーということですが、その辺の細かいことを教えていただけますか。

○議長（茅沼隆文）

街づくり推進課長。

○街づくり推進課長（山口一夫）

それでは、お答えいたします。

河川の占用という基準ですけれども、有効利用ということでは、川を利用する親水的な利用とかであれば、それは有効利用として可能性は高いと。ただ、まず、ご指摘の駐車場、駐車場を川につくる必要性があるのかということも含めて、それは河川管理者の立場からは有効利用ではないだろうというのが、まず1点です。本体が当然あれば、それに附属して駐車場も必要だろうと。そういったことで、事情、やむを得ない場合は認められると。その場合も、例えば、駐車場の開設の時間をちゃんと管理しなさいよとか、大雨で洪水、いわゆる水かさが上がるようなときは、ちゃんと避難体制も基準を設けなさいよとか、そういった条件がつきます。ということで、駐車場は、逆にいきますと、駅前にも駐車場が多分いろいろとあると思

ますけれども、駐車場だけの利用とするのでしたら、そちらのほうを利用するのが通常かなということでは考えてございます。

○議長（茅沼隆文）

湯川議員。

○3番（湯川洋治）

駐車場としては非常に難しいということなのですが、先ほども申しましたように、私、あそこをよく散歩するのですが、何とか有効利用、何とか町のためになるにはどうしたらいいかと。いろいろな町民の方からそういう意見も伺いましたので、質問させていただきました。

3点ほど質問させていただいたのですが、これは全て町民の方からの相談を受けて私が質問した事項でございますので、ひとつよろしくお願ひします。今の駐車場はやはり難しいということで、私も承知はしているのですが、できれば本当に有効利用ができるような形で政策をしていただければありがたいかなと思っています。

甚だ簡単ですが、私、これで質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（茅沼隆文）

これで湯川議員の一般質問を終了いたします。

本日の一般質問は全て終了いたしました。残りの一般質問は7日（月）に行います。

本日は、これにて散会いたします。

午後3時18分 散会